

あきる野市介護人材資格取得支援事業補助金に係るQ&A

No.	類型	質問	回答
1	対象者	あきる野市民ではないですが、補助対象になりますか。	あきる野市外にお住まいであっても、あきる野市内の介護保険サービス事業所に勤務されている方については対象になります。
2	対象者	就業先介護保険サービス事業所の所在地が市外にありますか、補助対象になりますか。	対象にはなりません。就業先介護保険サービス事業所の所在地が市内であることを要件としています。なお、運営法人の所在地は問いません。
3	対象者	非常勤で勤務していますが、補助対象になりますか。	対象になります。
4	対象者	派遣職員として勤務していますが、補助対象になりますか。	対象にはなりません。市内介護保険サービス事業所に直接雇用されている必要があります。
5	対象者	外国籍の介護職員の場合は、補助対象になりますか。	対象になります。
6	講座の種類	通信講座で研修を受講したのですが、補助対象になりますか。	対象になります。なお、市外で受講した研修も対象となります。
7	資格取得日等	補助対象となる資格取得の期間はいつですか。	交付申請する年度の前年度以降に資格を取得(研修を修了)した方が対象となります。
8	資格取得日等	初任者研修及び実務者研修の資格取得日はどの時点を指すのですか。	養成研修事業者等が発行する修了証明書に記載する修了日を資格取得日とします。
9	資格取得日等	介護福祉士の資格取得日はどの時点を指すのですか。	介護福祉士登録証の登録年月日を資格取得日とします。
10	補助対象経費	補助の対象となる経費はいつからのものが対象ですか。	申請する年度の前々年度の4月1日以降から申請日までのものとなります。
11	補助対象経費	入学金、収入印紙、交通費及び支払いに係る手数料は補助対象になりますか。	対象にはなりません。
12	就業条件	資格取得し、市内介護保険サービス事業所に3か月以上継続して就業していたのですが、現在は退職しています。この場合は補助対象になりますか。	対象にはなりません。交付申請日においても就業していることを要件としています。
13	就業条件	資格取得し、市内介護保険サービス事業所に3か月以上継続して就業しましたが、現在は転職して他の市内介護保険サービス事業所で勤務しています。転職先の事業所ではまだ3か月以上継続して勤務していませんが、この場合は補助対象になりますか。	対象にはなりません。資格取得後、市内介護保険サービス事業所に3か月以上継続して就業し、かつ、交付申請日においても同一の事業所で就業していることを要件としています。
14	就業条件	現時点において、市内介護保険サービス事業所に3か月以上継続して就業しています。1か月前に資格取得しましたが、この場合は補助対象になりますか。	対象になります。
15	就業条件	市内介護保険サービス事業所に3か月以上継続して就業していることは、どのように証明するのですか。	就業している介護保険サービス事業所に就業証明書(参考様式あり)を発行していただください。原則として、就業開始日は雇用契約日としてください。なお、就業証明書は発行日から30日以内のもののみ有効です。
16	就業条件	1月1日以降に雇用された場合、申請年度において3か月以上継続して就業していることができませんが、どうしたらいいのですか。	Q15の就業証明書の提出に加え、3ヶ月以上継続して就業する旨の誓約書(参考様式あり)を提出いただくことで、就業していることとみなします。ただし、途中で退職したことなどが判明した場合は、補助金の交付を取り消し、交付した補助金を返還していただく場合があります。

17	複数の研修を受ける場合など	本制度を利用し、初任者研修の費用について助成を受けた後に、実務者研修の費用について助成を受けることができますか。	対象になります。ただし、本制度の申請は1人につき初任者研修・実務者研修・介護福祉士の各区分につき1回に限ります。
18	複数の研修を受ける場合など	初任者研修と実務者研修がセットのコースを受講したのですが、補助対象になりますか。	対象になります。その場合、領収書にはそれぞれの内訳が記載されている必要があります。
19	他の補助がある場合	現在就業している介護保険サービス事業所が、資格取得費用の一部を負担してくれました。この場合は、補助対象経費をどのように考えればよいですか。	補助対象となる経費は、申請者本人が支払った金額となります。就業先の介護保険サービス事業所等から補助を受け、又は受ける予定である場合には、補助対象経費の合計から当該補助等に係る額を控除した後の経費を補助の対象とします。(例：初任者研修受講費用5万円に対して事業所から3万円の補助を受けた場合は、2万円が市の補助対象費用となります。)
20	他の補助がある場合	あきる野市や東京都、他の地方公共団体等の補助制度などを利用して、初任者研修の資格取得費用の一部について補助を受けました。残りの金額について、補助対象になりますか。	対象にはなりません。あきる野市や東京都、他の地方公共団体等の同種の補助制度(教育訓練給付金や自立支援教育訓練給付金を含む。)により既に補助を受けている場合には、この補助制度の対象外となります。補助金交付後に他の他の補助を受けていることが判明した場合は、補助金の交付を取り消し、交付した補助金を返還していただく場合があります。
21	添付書類	領収書を紛失してしまいました。	領収書は必須となります。再発行を依頼してください。
22	添付書類	領収書の原本を提出しなくて問題ありませんか。	領収書の写しで問題ありません。
23	添付書類	研修費用を口座振込や払込取扱票を用いて支払いました。	金融機関等から利用明細又は払込受領証が発行されますので、それを領収書に代わる書類として申請することができます。ただし、それだけでは、対象経費を確認することができませんので、対象講座、対象経費が確認できるものも合わせて提出してください。
24	添付書類	研修費用をクレジットカード支払いにしたため、領収書がありません。	領収書の添付を原則としていますが、対象費用であること、支払日、支払い者氏名など、必要事項が確認できるものであれば代替可能です。(Q23参照)
25	その他	介護福祉士試験に不合格だった場合、受験対策講座の受講料は補助対象になりますか。	対象にはなりません。
26	その他	書類の提出は、各介護保険サービス事務所等でも受け付けていますか。	受け付けていません。高齢者支援課へ直接又は郵送で提出してください。
27	その他	申請から補助金の支払いまでどのくらい期間を要しますか。	交付申請をしていただいてからおおむね1か月～2か月程度です。
28	その他	初任者研修等を資格取得するための養成研修事業者を市で紹介してもらえますか。	紹介はしていません。